平成２９年（フ）第４０号
島根県雲南市木次町宇谷22番地
債務者　藤原　初美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１９号
佐賀県神埼市神埼町枝ヶ里328番地４　サンラークオオクラⅢ112、前住所福岡県糸島市板持１丁目21番１号
債務者　宇津江里子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1797番地６　小形アパート２号、住民票上の住所佐賀県唐津市浜玉町浜崎1087番地２
債務者　宮崎　貴之
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第５４号
佐賀県唐津市和多田西山８番22―２号
債務者　山中　幸喜
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２６５号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺４丁目１番９号（佐藤ハイツ105）
債務者　泉尾　弓子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３１５号
千葉県流山市大字東深井663番地の73
債務者　木村　佑華
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２１号
千葉県松戸市新松戸４丁目32番地の１　新松戸東パークハウスＣ―708
債務者　柳原　幸雄
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２８号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区41棟103号
債務者　吉田真由美
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３４号
千葉県柏市新逆井２丁目11番30号　並木コーポラス10号
債務者　井下　雅英
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６６号
名古屋市名東区牧の原２丁目506番地　高木ハイツ208号
債務者　光田　忠男
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０２号
長崎県長崎市曙町28番50号
債務者　井手　浩一
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
神奈川県厚木市中依知120番地１　マルベリーＣ101、前住所神奈川県座間市緑ケ丘４丁目20番11号
債務者　月精　勇一
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９６号
青森市大字大矢沢字野田20番地12　Ｇａｌｌｅｒｙ Ｓ Ｉ　102号
債務者　佐藤　公美
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
青森県弘前市大字早稲田２丁目１番地１　サンパティークＤ―203号
債務者　藤田　のぶ
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２７５号
神奈川県秦野市西大竹９番地の１　エミネンスＡ101号
債務者　山本　　敬
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３０２号
神奈川県小田原市栢山2053番地の１　２Ｆ
債務者　飯田　則夫
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３０８号
千葉県松戸市松戸2089番地の１　かすがマンション302号
債務者　泉　　貴行
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部